



配水管等の耐用年数の見直しについて



- 近年の技術進歩により配水管の耐久性は大きく向上しているが、配水管の耐用年数を一律40年と規定する地方公営企業法施行規則は実態に沿わない
- 配水管以外の水道施設についても、技術レベルの向上等を踏まえた見直しを検討すべき
- 耐用年数は水道事業の費用構成で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道料金算定に大きな影響を与える

配水管の現状

- ✓ 技術進歩により、配水管の耐久性は大きく向上している（継手類の構造、耐震管路）
 - 東日本大震災の教訓も踏まえ、多くの水道事業者が、耐震性・耐久性に優れた新型管を採用している
 - 通常の埋設条件下では、40年を超える使用が可能と想定される
- ✓ 地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されている
(地方公営企業法施行規則 別表第二号)

平成13年3月31日まで	現在(平成13年4月1日以降)
構築物／水道用又は工業用水道用のもの／配水管／鉄製のもの／40年	構築物／水道用又は工業用水道用のもの／配水管／40年
構築物／水道用又は工業用水道用のもの／配水管／その他のもの／25年	



現状のままでは・・・

法定耐用年数を基準に、減価償却費を算出するため、
実態にそぐわない耐用年数による減価償却費が、水道料金原価に影響を与える恐れ！
公共工事による水道施設移転の場合の補償費の算出時に当該施設の残存価値が算出基礎となるため、
十分な補償を受けられず、水道事業財政に大きな負担！



- 配水管については速やかに耐久性等の検証を行い、材質・構造等に応じた適切な耐用年数へ見直すこと 【要望事項(1)】
- 配水管以外の水道施設についても、耐久性や最新技術動向の検証を行い、適切な耐用年数へ見直すこと 【要望事項(2)】

参考表-6 簡易支援ツールにおける管路の更新基準(実使用年数)の設定例

水道統計の管理区分	更新基準の初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数の設定例		耐震性能*
		事故率、耐震性能を考慮した更新基準としての一案	標準	
鉄管管 (ダクタイル鉄管は含まない)	40年～50年	50年	× ×	レベル1
ダクタイル鉄管、耐震型継手を有する		80年	○ ○	レベル2
ダクタイル鉄管管 K形継手等を有するもののうち良い地盤に有する	60年～80年	70年	○ ○ (注1)	
ダクタイル鉄管管 (上記以外、不明なものを含む)		60年	○ ×	
鋼管 (溶接継手を有する)	40年～70年	70年	○ ○	
鋼管 (上記以外、不明なものを含む)		40年	— —	
石綿セメント管	40年	40年	× ×	
硬質塩化ビニル管 (RRR継手等を有する)	40年～60年	60年	○ ○ (注2)	
硬質塩化ビニル管 (RRR継手等を有する)		50年	○ ○	
硬質塩化ビニル管 (上記以外、不明なものを含む)	40年	40年	× ×	
コンクリート管	40年	40年	— —	
船管	40年	40年	— —	
ポリエチレン管 (高密度、熱融着継手を有する)	40年～60年	60年	○ ○ (注3)	
ポリエチレン管 (上記以外、不明なものを含む)		40年	○ ×	
ステンレス管、耐震型継手をする	40年～60年	60年	○ ○	
ステンレス管 (上記以外、不明なものを含む)		40年	— —	
その他 (管種が不明のものを含む)	40年	40年	— —	

* 各利点別に耐用年数を算出する時計会報告書、昭和元年10月

注1～注3は、後述の解説を参照

** 事故率及び耐震性能を考慮した法定耐用年数での管路の布設環境(地質、土壤の腐食性、ポリエチレンスリーブの有無等)、管種別の布設時間、漏水事故実績等、事業体の実情を踏まえた設定を心がけてください。



実使用年数の設定値等で
40年以上を設定値とするもの
も確認できる（国土交通省HP）

配水管以外の水道施設の現状

- ✓ ポンプ設備や監視制御装置等の計測設備も技術レベルの向上や維持管理の適正化により、耐用年数の見直しを検討すべき

現在(平成13年4月1日以降)

機械及び装置／水道用又は工業用水道用設備／ポンプ設備／15年

機械及び装置／水道用又は工業用水道用設備／計測設備／10年

